

「もうひとつの住まい方（AHL）推進協議会」規約

2008. 06. 19

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「もうひとつの住まい方推進協議会」と称するが、略称としては「AHL推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(AHLとはAlternative Housing & Livingの頭文字をとったもの)

(目的)

第2条 AHL推進協議会は、「もうひとつの住まい方」と呼ばれる新しい多様な住まい方の普及推進を目指して、調査研究、普及啓発、情報発信・交流、具体的な事業の提案及び推進などを行うことにより、人々が自分に合った住まいや暮らし方を選択できることにする、また、都市の中心市街地の活性化や老朽化した木造密集地域の再生などにも寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) AHL活動団体及びその活動等に関する情報発信
- (2) AHL活動団体や市民、企業、行政等によるネットワークの構築及び情報交流
- (3) AHL活動団体及びその活動等に関するデータベースの構築及び運営
- (4) AHL活動等に関する研究大会等のイベントの開催
- (5) AHL活動に関する普及啓発
- (6) AHL活動団体及びその活動等に関する調査研究
- (7) AHLの事業モデルの開発、具体的なプロジェクト提案及び事業推進
- (8) 国・行政等への提案及び働きかけ

AHL活動とは新しい多様な住まい方にに関する活動を示し、活動団体とはそれらに取り組むNPO、企業、グループ等を示すものとする。

第2章 会 員

(会員の種類)

第4条 協議会の会員は、AHL活動の推進に係わる団体又は個人で、協議会の目的に賛同して入会するものとし、次のいずれかの種別に属する。

- (1) 正会員：AHL活動の推進に係わる団体、NPO、企業等(以下、「団体等」という。)及び個人で、総会での議決権を有するものをいう。
- (2) 準会員：AHL活動の推進に係わる個人で、総会での議決権を有しない。
- (3) 賛助会員：協議会の活動を財政的に支援する企業等で、総会での議決権を有しない。

上記の他「顧問」として各分野の専門家や学識経験者、「オブザーバー」として公的機関の職員等に、幹事会の決定をもって参加してもらうものとする。

(入会)

第5条 入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表幹事に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会が別に定める規定により、年会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表幹事に提出して、任意に退会することができる。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 幹事 10人以上20人以内

(2) 監査役 1人

2 幹事のうち、1名を代表幹事、1名を幹事長、3名以内を副幹事長とする。

3 監査役は業務、会計の監査を行う。

(選任等)

第9条 前条の役員は会員の中から選定し、その決定は総会が行う。

2 会員が団体等である場合にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた者とする。

3 代表幹事、幹事長、副幹事長は、幹事の互選とする。

4 幹事及び監査役は、相互にこれを兼ねることができない。

(任期等)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総 会

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、代表幹事が招集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

3 議決権は、正会員（団体等にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた者）が行使するものとする。

4 総会の議長は、その総会において、出席した正会員（団体等にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた者）の中から選出する。

5 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決事項)

第12条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 役員の選任又は解任

(5) その他協議会の運営に関する重要事項

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会)

第14条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、代表幹事が招集する。

3 幹事会は、代表幹事が必要と認めたとき、或いは、幹事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときはこれを開催する。

- 4 幹事会の議長は、幹事長が行う。幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その幹事会において副幹事長の中から選出された者を議長とする。
- 5 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の同意によってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 監査役は幹事会に出席して意見を述べることができる。

第6章 会計

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 事務局は、NPO法人ローカルアクションシンクポット・まち未来（略称；NPO まちぼっと）東京都新宿区歌舞伎町2-19-13ASKビル5Fに置く。

附 則

1. この規約は、協議会の設立の日から施行する。
2. 協議会の設立当初の役員は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第10条の規定に係わらず、平成22年3月31日までとする。
3. 協議会の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成21年3月31日までとする。
4. 協議会の設立当初の年会費は、第6条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。
①正会員 10,000円 ②準会員 3,000円